

報告事項

令和3年度において県下3駐在所の整備を進めているので報告する。

1 各駐在所の整備概要等

(1) 柞田駐在所

ア 場所等

観音寺市柞田町丙 1529 番地 3 (移転建替え)

現柞田駐在所から南方へ約 250 メートル移動、直近に柞田小学校、観音寺中央幼稚園等が所在

イ 供用開始時期

令和3年10月中旬頃予定

(工事期間 令和3年3月31日から9月27日までの間)

ウ 設備等

木造2階建て(延べ床面積82.90平方メートル)

(2) 大野原駐在所

ア 場所等

観音寺市大野原町 1267 番地 8 (現地建替え)

観音寺市大野原支所の南東約 80 メートル、大野原小学校の南東約 340 メートル

イ 供用開始時期

令和4年春頃

ウ 設備等

木造2階建て(延べ床面積83.20平方メートル)

(3) 檀紙駐在所

ア 場所等

高松市御厩町 777 番地 13 (現地建替え)

檀紙小学校、檀紙幼稚園に隣接、付近には高松西IC、檀紙ICが所在

イ 供用開始時期

令和4年春頃

ウ 設備等

木造2階建て(延べ床面積82.80平方メートル)

2 新築整備により期待される効果

3駐在所ともに、小学校や幼稚園等の教育施設の直近に所在するとともに、新たに相談室が設けられ、地域住民とのコミュニケーションが図られることから、治安維持に貢献するとともに、付近住民の体感治安の向上が期待される。

報告事項

警察庁長官及び中国四国管区警察局長が行う表彰（警察協力章・中国四国管区警察局長感謝状）の受章（賞）者が決定した。

1 趣旨

多年にわたり各般の警察活動に御協力いただき、特に顕著な功労があった方に対して警察庁長官及び中国四国管区警察局長が表彰を行うものである。

2 受章（賞）者

(1) 警察庁長官表彰（警察協力章）～交通安全功労

三豊交通安全協会副会長兼女性部部長

前川 恵美子（まえかわ えみこ）氏 79歳

(2) 中国四国管区警察局長表彰（感謝状）～交通安全功労

栗林校区交通安全母の会連絡協議会会長

（香川県交通安全母の会連合会監事・高松南警察署地域交通安全推進委員）

岡崎 ケイ子（おかざき けいこ）氏 85歳

(3) 中国四国管区警察局長表彰（感謝状）～防犯活動功労

高松南警察署栗林交番地域安全推進委員協議会会長

（高松南警察署地域安全推進委員協議会副会長）

三島 勝弘（みしま かつひろ）氏 82歳

3 功労の概要

前川 恵美子	昭和53年5月、高瀬交通安全協会婦人部の発足とともに役員となり、昭和57年に同協会理事、平成3年に同協会婦人部部長に就任し、平成19年4月から市町合併により三豊交通安全協会に名称変更後は、同協会副会長兼女性部部長として精力的に同協会の諸活動に参加しているほか、女性部の中心として交通安全活動に取り組み、長年にわたり交通安全に多大な功労がある。
岡崎 ケイ子	昭和58年10月、栗林校区交通安全母の会連絡協議会の発足に携わり、以降、長きに渡り会長職を務め、地域における交通安全活動のリーダーとして同協議会をまとめ、街頭キャンペーンでは、交通ルールの遵守・安全思想の啓発活動を展開している。また、街頭キャンペーンだけでなく、小学生の登校時の街頭活動を継続して行うとともに、地域交通安全活動推進委員及び香川県交通安全母の会連合会役員も担っており、複数の団体において幅広く活躍している。
三島 勝弘	平成11年4月から高松南警察署栗林交番地域安全推進委員として活動を始め、平成21年4月から現在まで、高松南警察署栗林交番地域安全推進委員協議会の会長として活動しているほか、平成28年9月には、高松南警察署地域安全推進委員協議会の副会長に就任し、各種防犯活動に熱心に取り組みされており、長年、直向きな姿勢を示すことで参加者の模範となるなど、防犯功労は多大である。

4 参考

警察協力章…全国で41人が受章

中国四国管区警察局長感謝状…四国警察支局内で7人が受賞

報告事項

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が公布された。

1 改正法の趣旨

最近におけるクロスボウを使用した犯罪の実情等に鑑み、これによる危害の発生を防止するため、許可を受けた者が所持する場合等を除いて、その所持を禁止するとともに、その所持許可の要件及び当該所持許可を受けた者の義務等を定めるものである。

2 改正の概要

- (1) クロスボウの所持の禁止に関する規定の整備
- (2) クロスボウの所持許可制に関する規定の整備
- (3) その他の規定の整備

3 公布年月日

令和3年6月16日

4 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日

(2) 経過措置

改正法の施行時に所持しているクロスボウについては、そのクロスボウに限り、施行日から6か月の間は、次のいずれかの措置を執るため、所持し続けることができる。

ア 所持許可を申請する

イ 廃棄する

ウ 適法に所持することができる者に譲り渡す

5 その他

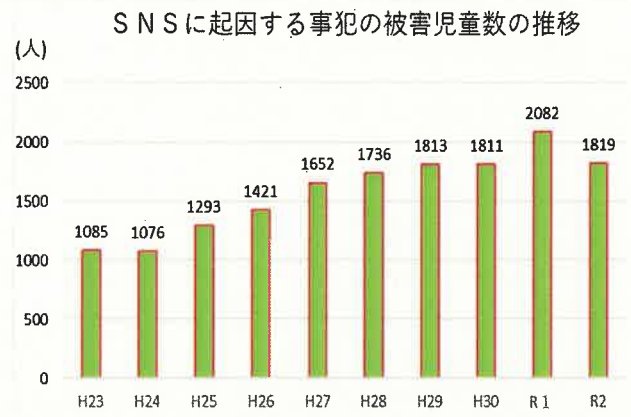
現に所持しているクロスボウについて、警察に処分の依頼があれば、無償で引き取る。

報告事項

- 夏休み期の7月から、『香川県警察「SCS活動」』と銘打ち、SNS利用による子供の性被害を防ぐ広報啓発活動の体制を強化する。
- 7月2日には、学生ボランティアに対し、サイバー犯罪被害防止等ボランティア活動にいかせる教養を実施する。

1 インターネット上の子供を取り巻く状況

- (1) 残酷な暴力シーンや過激な性描写等の児童に有害な影響を与える情報が氾濫
- (2) スマートフォンや無線LANの普及等により利用者の低年齢化が進行
- (3) SNSに起因する事犯の被害児童数が増加傾向



※「児童」とは、児童福祉法で満18歳に満たない者

2 香川県警察「SCS活動」

- (1) 名称について

SCSは、「子供の性被害防止」の「S=Stop (防止)、C=Child (子供)、S=Sexual damage (性被害)」の頭文字

- (2) 活動内容

SNS上の不適切な書き込みに注意喚起のメッセージを投稿して、被害を未然に防止する広報啓発活動

- (3) 体制強化

令和3年7月1日から、従事者を少年補導職員にも拡大するとともに、生活環境課と連携して広報啓発活動の体制を強化

3 学生ボランティアに対するサイバー犯罪被害防止教養

- (1) 日時・場所

7月2日(金) 午後2時から警察本部において実施

- (2) 主催

少年課及び生活環境課

- (3) 参加者

少年警察ボランティア及びサイバー防犯ボランティアの約15人

- (4) 教養内容

サイバー犯罪の現状と対策、SNSに起因する子供の性被害の現状及び広報啓発活動



[不適切な書き込みに対する注意喚起のメッセージ]

報告事項

令和3年度の特殊詐欺被害防止のためのコールセンター（事業委託先エヌ・ティ・ティマーケティングアクト）の運用開始について報告する。

1 特殊詐欺被害防止コールセンター事業

悪質・巧妙化する特殊詐欺が大きな脅威となっているため、コールセンターから捜査の過程で押収した名簿及び電話番号リスト等に直接架電して、被害防止に向けた注意喚起を実施することにより、県民の特殊詐欺に対する抵抗力を高めるもの

2 運用期間

令和3年7月1日から令和4年3月31日（9か月間）
（土日祝日を除く平日午前9時から午後4時までの間で運用）

3 実施場所

高松市観光通一丁目8番地2 NTT西日本香川支店ビル2階

4 受託業者

株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト

5 委託料

731万5,000円（うち消費税及び地方税の額 66万5,000円）

6 体制

業務責任者、オペレーター それぞれ1人 合計2人

7 架電の種類

(1) 通常架電

計画に基づき、対象地域を定め、住民に対して特殊詐欺の被害防止に向けた注意喚起のために行う架電

(2) 集中架電

県警察からの前兆事案の情報提供を受けて、対象者又は地域を選定し、具体的事案の被害防止のために緊急かつ集中的に行う架電

(3) 緊急架電

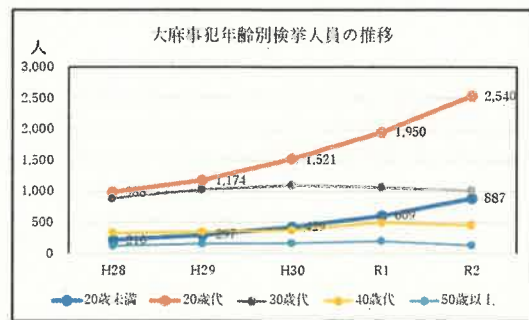
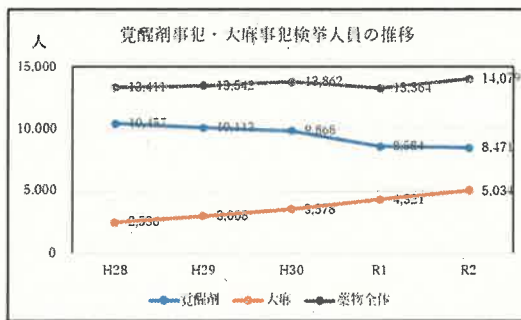
県警察からの前兆事案の情報提供を受けて、対象地域の金融機関、事業所（宅配事業所、コンビニエンスストア等）に対し、注意喚起、警察への通報依頼等を行う架電

報告事項

令和2年中の薬物情勢は、全国、県下ともに大麻事犯の検挙人員が大幅に増加した。

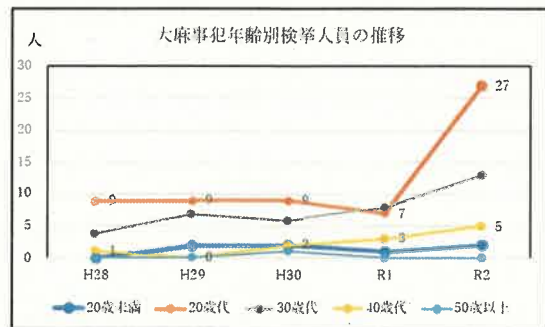
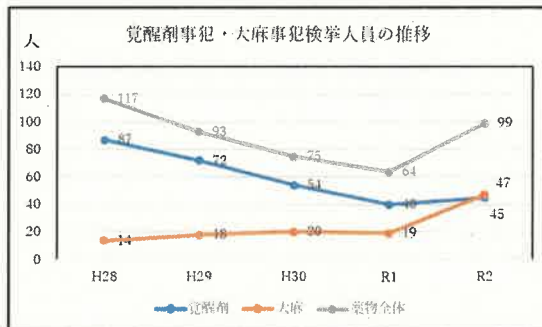
1 全国の薬物事犯の情勢

- ▶ 覚醒剤事犯検挙人員は、平成9年以降減少傾向（薬物事犯全体の6割を占める。）
- ▶ 大麻事犯検挙人員は、平成26年以降増加、令和2年は過去最多の5,034人
 - ・ 20歳代が2,540人と最も多く、次に30歳代が1,015人、20歳未満も887人と若年層の増加が顕著
 - ・ 学識別では高校生と大学生の増加が顕著



2 県内の薬物事犯の情勢

- ▶ 覚醒剤事犯検挙人員は、減少傾向が横ばいに
- ▶ 大麻事犯の検挙人員は、令和2年は47人と令和元年の約2.5倍に大幅増加
 - ・ 覚醒事犯の検挙人員を上回る
 - ・ 20歳代が27人と最も多く、次に30歳代が13人、20歳未満も2人と若年層の増加が顕著
 - ・ 高校生や大学生の検挙なし



3 大麻乱用者の実態（警察庁作成「大麻乱用者の実態」抜粋）

- ▶ 初めて大麻を使用した年齢
 - ・ 20歳未満が361人（48.3%）、20歳代が288人（38.5%）
 - ・ 平成29年に比べて若年層の割合が増加

- ▶ 大麻を初めて使用した経緯・動機
 - ・ 経緯では、「誘われて」が520人（69.5%）と最も多い
 - ・ 動機では、「好奇心・興味本位」が53.8%で最も多く、続いて「その場の雰囲気」が16.4%
- ▶ 大麻の危険（有害）性の認識
 - ・ 「全くない、あまりない」が78.2%で、覚醒剤の6.2%に比べて認識が低い
 - ・ 平成29年に比べて「全くない、あまりない」が13.9%増加
- ▶ 大麻に対する危険（有害）性を軽視する情報源
 - ・ 年齢を問わず、「友人・知人」、「インターネット」から入手
 - ・ 年齢層が低くなるほど「友人・知人」の割合が大きくなる
- ▶ 県内では、令和2年中に大麻取締法違反47人検挙（うち単純所持32人）

4 大麻乱用防止対策

需要の根絶 … 末端乱用者の検挙、社会全体から薬物乱用を排除する機運の醸成
供給の遮断 … 薬物密売組織の壊滅・収益剥奪、水際対策の推進

- (1) 香川県薬物乱用対策推進本部への参画
知事を本部長とし、国や県の関係機関が薬物乱用防止に向けて連携薬物乱用防止キャンペーン等の実施
- (2) 薬物乱用防止教室の開催
小・中・高校生、教職員、保護者を対象に、薬物乱用防止教室を開催
- (3) 県警察や大学のホームページを活用した情報の発信

5 情報提供のお願い

殺人や強盗などの痛ましい事件が起こらないようにするため、薬物を「見た」、話しを「聞いた」、薬物を持っている人を「知っている」などの情報提供を求めるため、

- ▶ 緊急の場合は「110番」
- ▶ 急がないときは、警察相談専用電話「#9110」
- ▶ 匿名通報ダイヤル「0120-924-839」

等窓口の周知を行う。

※【匿名通報ダイヤル】とは

暴力団、拳銃、薬物、児童虐待、児童買春、偽装結婚、人身取引、特殊詐欺など、潜在化しやすい犯罪の検挙、また、被害者となっている子供や女性の早期保護等を図るため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による事案情報の通報を、電話やウェブサイト上で受け、これを警察に提供して、捜査等に役立てる制度。

このダイヤルは、これまで自分の身元が特定されることや、刑事手続への協力を敬遠して通報を躊躇していたような方々から、有益な情報を得ることができるようになることを期待して、警察庁が平成19年10月から運用している。

警察が、一定の基準に基づき当該事案の解決等に役立ったと判断した場合は、情報料が支払われる。

報告事項

香川県交通安全活動推進センター（一般財団法人香川県交通安全協会）に係る令和2年度の事業報告及び収支決算について、関係書類を受理したので、その概要について報告する。

1 事業推進上の基本方針

交通事故のない安全で快適な交通社会の実現に向けて、交通ルールの遵守と交通マナーの向上対策及び体系的な交通安全教育の推進、更新時講習等の充実による質の高い運転者の育成を重点とした事業を、公安委員会（県警察）や関係団体とともに推進した。

2 令和2年度事業実績

(1) 公益目的事業

ア 交通安全に関する広報啓発活動

- 香川県交通安全県民会議主唱の各種交通安全運動につき、広報啓発活動を推進した。
- 広報紙、ホームページ等において、タイムリーな交通安全情報を提供した。
- 交通安全反射材、冊子等の配布を実施した。
- テレビやラジオ等を活用して広報啓発活動を実施した。

イ 交通安全功労者等に対する表彰の実施

- 交通安全の推進に功績があった者（団体）に対し、表彰を実施した。

ウ 自転車安全教育の推進

- 交通安全教育推進隊による参加・体験型自転車教室を開催した。
- 関係機関・団体と連携したTSマーク等自転車保険制度の普及促進活動を実施した。

エ 二輪車安全教育の推進

- 二輪車普及安全協会と連携し、「バイク安全運転講習」等の広報を実施した。

オ 子どもと高齢者等に対する交通安全教育の推進

- 各地区交通安全協会と協力し、新入学（園）児と保護者及び高齢者に対する交通安全教育等を実施した。

カ さぬき弁交通安全川柳コンテストの開催

- 「第5回さぬき弁交通安全川柳コンテスト」を実施した。

キ チャイルドシート着用促進事業

- チャイルドシート、ベビーシート（兼用含む）を256台貸し出した。

(2) その他の事業

ア 受託事業

- 公安委員会（県警察）から受託した各種講習業務等を履行した。

イ 収益事業

- 反射材付き蛍光ジャンパー等交通安全啓発グッズの普及促進活動を実施した。

3 令和2年度収支決算

（単位：円）

区 分	実施事業会計	その他会計	法人会計	内部取引消去	合計
収入合計	25,939,798	259,523,081	18,072,197	△25,500,000	278,035,076
支出合計	27,418,072	258,447,377	18,842,239	△25,500,000	279,207,688
当期収支差額	△1,478,274	1,075,704	△770,042	0	△1,172,612
前期繰越収支差額	11,651,401	70,309,988	5,544,845	0	87,506,234
次期繰越収支差額	10,173,127	71,385,692	4,774,803	0	86,333,622

※ 「実施事業会計」とは、実施事業に関する会計区分

※ 「その他会計」とは、その他の事業に関する会計区分

※ 「法人会計」とは、管理業務に関するものやその他の法人全般に関する会計区分